

住民モビリティマネジメント(MM)*

住民向けの利用促進策としては、以下のようなものを検討しています。

わかりやすい公共交通情報の提供

- ・高齢者世帯に対する公共交通利用の手引の作成
- ・地区(路線)別の時刻表(乗り継ぎ情報あり)の作成

路線別利用率の見える化

- ・路線別の利用率(利用者数/路線内人口)を公表
- ・住民との意見交換会を開催 等



▲図 住民意見交換会の写真



▲図 南部地域で配布したバス利用の手引

* 1人1人のモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向(過度なマイカー利用から公共交通等へ適切に利用する方向)に転換することを目指す交通政策

評価と見直しの考え方

南東部地域における実証運行は、各生活拠点内や鳥取市中心部への運行サービスを現状よりも意図的に向上させ、その際に要する経費や住民の潜在的な移動ニーズを把握し、有効で持続可能な運行サービスを検討することを目指しています。

さらに、実証運行で提供するサービスは本格運行に向けた試案でもあり、様々な観点から評価を行う必要があり、評価を行う視点は以下に示す通りです。

< 評価の視点 >

- ① 必要性: 公共交通によって活動の機会を確保する人々が一定以上いるのか
- ② 適切性: 導入した公共交通の運行方法やサービスが地域の状況に即しているか
- ③ 有効性: 利用者にとって使いやすいサービスか
- ④ 健全性: 経費が過大ではないか
- ⑤ 持続可能性: 今後に亘ってサービスを維持できるのか

これらの視点に基づき、また継続した評価が容易に実施可能であることを重視して、以下の指標を評価指標として取り上げます。

< 各視点における主な評価指標 >

- 路線別の1便当たり平均利用者数(必要性・適切性)
- 便別の平均利用者数(必要性・適切性)
- 住民の外出回数(有効性)
- 公共交通への転換率(有効性)
- 収支率(健全性・持続可能性)

* 実証運行中に行うアンケート調査により算出

本格運行におけるPDCAサイクルに基づく見直しの流れ

計画の推進にあたっては、事業の実施状況や目標の達成状況を、事業計画の立案(Plan)、計画に従った事業の実施(Do)、計画の達成状況の評価や新たな生じた課題・問題点の整理(Check)、評価結果を踏まえた改善・見直し(Act)といった「PDCAサイクル」によって定期的に評価し改善を図ることで、目標の達成に向けた取組を着実に推進していきます。



公共交通計画に対するご意見を募集しています。下記までお気軽にお寄せください。

鳥取市都市整備部交通政策課 〒680-8571 鳥取市南徳町116番地
電話 0857(20)3257 E-mail kotsuseisaku@city.tottori.lg.jp

南東部地域新総合公共交通計画

— 概要版 —



はじめに

本市の公共交通の利用者は、自家用車の普及(モータリゼーションの進展)や過疎化、少子化等の進行により年々減少し、利用者の減少が減便や廃止などのサービス低下を招き、サービス低下がさらに利用者の減少を招くという悪循環となっています。

鳥取県東部の路線バス利用者は、平成15年には367万人、平成25年には247万人と120万人が減少しています。この状況が進むと、公共交通の利用者は減少を続け、路線を縮小・廃止せざるを得ない状況になることが予想されます。

こうした中、本市では、路線バスを補完する代替タクシーやNPO法人によるバスの運行、気高循環バスや南部循環バスなど地域の特性に応じた運行サービスを導入することにより生活交通確保を図っています。

また、現在「人を大切にするまち」の理念のもとに現状のバス路線を再編し、鉄道、タクシー、自転車などの交通手段と連携した新しい総合公共交通システムの構築に取り組んでいます。この構想の核となるバス路線については、幹線と支線に再編することを基本とした新しいシステムを導入することとしています。この取り組みにより、公共交通を維持・確保していくとともに、持続可能な公共交通を創っていきます。

南東部地域における問題点と対応策

南東部地域における問題点と対応策を以下の通りです。

- 現状の路線は各谷と鳥取駅間を結ぶ長大路線であり、幹線区間では運行本数が多い割に、重複運行で利用性の低いダイヤとなっている。
- 支線区間では長大路線であるが故に各地域のニーズに沿った運行が困難となっており、生活の中で利用しにくい状況である。
- バス停から離れた交通空白地域も見られる。



- 幹線と支線にわけること、非効率な交通体系を効率化する。これにより、幹線では利用しやすいダイヤを設定し、支線は地域内での日常移動がしやすいダイヤを設定とする。
- 予約型運行などにより、交通空白地域を解消する。その他に、わかりやすい情報提供や利用促進策を実施し、誰もが利用したくなる公共交通を目指す。

目指す移動環境

本計画では以下のような移動環境を目指します。

- ① 各地域からの通勤利用が可能な移動環境
- ② 夜遅くまで利用が可能な移動環境(幹線のみ)
- ③ 気軽に通院できる移動環境
- ④ 美しく買物ができる移動環境



計画の概要は中面の通りです。

● 幹線の基本方針

● 中河原線を分割

中河原線は長距離を運行し、まちなかから郊外、山間奥地と沿道条件が変化する路線であり、各条件に応じた運行形態とする。まちなかから郊外に關しては、幹線機能を発揮する運行とし、低密度な居住形態である山間には状況に応じたサービス水準での運行を行う。

● 国府からの市立病院線の新設

現在の公共交通体系では、国府地域とJR因美線沿線地域が分断されている。両地域を繋ぐとともに、国府から市立病院等へのアクセシビリティを向上させかつ宮下地区南側の交通空白地域を解消させるため、国府からの市立病院線を新設する。

ルート・ダイヤ等については「鳥取市南東部地域新総合公共交通計画」でご確認ください。



凡例

- 中河原線
- 市立病院線
- 雨滝・上地線
- 美敷線
- 総合支所線
- 雨滝上地通学便
- 乗り継ぎ地点
- 主な経由地点

中河原線

- JR鳥取駅⇄中河原間を定時定路線(現在の路線バス)で運行する。
- バスは山崎で回転させる。
- 従来通り高岡経由便について運行を行う。
- 白中の便に稲葉ヶ丘を経由する便を増便する。
- 市立病院線と接続する便については、因幡万葉歴史館入口(バス停)ではなく、因幡中学校の前の通り、因幡万葉歴史館の前のバス停まで運行することで乗り継ぎの利用者負担を少なくする。

市立病院線

- 因幡万葉歴史館前津ノ井駅經由市立病院行きの便を路線バスにて運行する。
- 中河原線と乗り継ぎの負担が低く接合させる。
- 第1便については、鳥工高への通学、市立病院の診療開始の8:30に間に合う形で運行する。

● 支線の基本方針

- 運行詳細計画にあたっては、地域と協働で作成する。
- 需要に見合った車両サイズと運行方法を選択する。
- 運行車両数もできるだけ少なくなるダイヤを設定する。
- 幹線との乗り継ぎ抵抗を緩和するため、幹線との状況を勘案しながら、乗り継ぎ時間のできるだけ短いダイヤを設定する。



雨滝・上地線

- 朝夕の通学時間帯以外、予約制で運行する。
- 車両は雨滝側ハイエース、上地側がセダンで運行する。
- 予約があれば神護集落の入口まで乗り入れを行う。

雨滝・上地通学便

- 朝夕の通学時間帯に予約の必要のない便を運行する。
- 朝の時間帯は、路線バス、ハイエースでの運行とし、夕方の便についてはハイエース、セダンでの運行とする。
- 雨滝7:00発の便についてはハイエースでの運行で因幡万葉歴史館止まりとする。

美敷線

- 美敷⇄因幡万葉歴史館間を予約制で運行する。
- 朝の通院・買い物の時間帯に往復2便運行を行う。
- 朝の1便については、市立病院線と接続をさせて運行を行う。

総合支所線

- 中河原線と接続する形で、因幡万葉歴史館⇄国府町総合支所間の予約制で運行する。
- 支所での滞在時間を30分～50分程度確保できるようにダイヤを設定する。

● 運賃計画

次のような運賃体系を計画しています。

- 幹線(中河原線)は従来通りのバス料金とする。
- 予約便は、原則200円とする。
- ⇒ 但し、現在のバス料金200円未満区間については現行の料金で運行する。

- 原則的に予約便から幹線または、幹線から予約便に乗り継ぐ場合は予約便料金から100円引きとする。
- ⇒ 但し、現在のバス料金よりも高くなるバス停については160円引きとする。

- 小学生以下は半額、保護者同伴の場合保護者1人につき6歳未満1人無料とする。



マイナンバー制度が始まります。

平成27年

10月から、みなさんにマイナンバーが通知されます。

マイナンバーって何？

- ・マイナンバーは、新しく全ての国民に付番される「一人にひとつだけの固有の番号」です。
- ・原則、生涯変わることがありません。
- ・国や都道府県、市区町村など行政機関の窓口で申請手続き等に必要になります。
- ・各関係機関が保有している個人情報とマイナンバーを結び付けて、本人の特定と個人情報のやりとり(連携)に利用されます。
- ・勤務先でも、税手続き事務などでマイナンバーの提示が必要です。



マイナンバーキャラクター：
マイナちゃん

マイナンバーの目的って？

行政事務等を行う機関では、それぞれの業務で保有する対象者に関する情報などを、別々の業務番号やIDで管理していますが、その番号やIDでは、それらの事務の同一人の情報同士を結び付けることはできませんでした。

このため同一人であることを氏名や住所、生年月日などの基本情報で特定するため、事務処理に時間や作業の無駄が生じ、正確な情報把握ができていく環境となっています。

マイナンバーを導入することで、複数の機関や事務で番号によって同一人が容易に特定でき、これを結び付けて連携することで、国民の利便や行政事務効率の向上、適正な負担と給付を図ることなどを目的としています。

マイナンバーで何が変わるの？…〔3つのメリット〕

1 行政の効率化 手続きが正確で早くなる

国の行政機関・地方公共団体などで、申請手続き等における様々な資料や情報の照合・入力、申請者の確認などに要している時間や労力が削減され、手続きがスムーズになります。

2 国民の利便向上 面倒な手続きが簡単に

申請時に必要な課税証明書等の資料の添付を省略できるなど、国民の負担が軽減されます。また、自分の保険料等の納付状況の確認や、行政からのサービス情報をインターネットで個人の専用ページから取得できるようになります。

3 公平・公正な社会の実現 給付金などの不正受給の防止

行政機関等が、国民の所得や他の行政サービスの受給状況などを把握しやすくなり、不正受給などを防止できるとともに、サービスが必要な方に、きめ細やかな支援を行うことができます。

マイナンバー制度のお問い合わせは

0570-20-0178

マイ ナン バー

マイナンバー

検索

全国共通ナビダイヤル【受付時間】平日9:30～17:30(土日祝日・年末年始を除く)※ナビダイヤルは通話料がかかります。

平成27年10月から、国民一人一人に 12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- 市区町村から、住民票に登録された住所に通知カードが送付されます。
- 通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を指定発行機関に郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

法律で定めた事務以外で マイナンバーの収集・提供はできません。

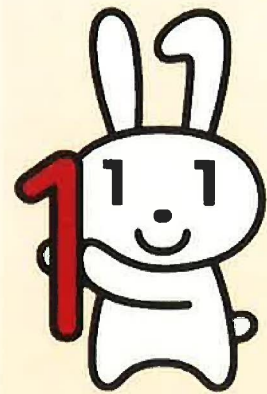
- 個人情報やプライバシーを保護するため、マイナンバーを利用できる事務の範囲や、マイナンバーの収集・提供・保管などの行為は、法律で厳しく制限されます。
- 関係機関では、情報システム制御や事務の運用規程など、様々な安全対策が講じられます。
- 他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。

平成28年1月から、 マイナンバーの利用が始まります。

- 年金、雇用保険、医療保険などの各手続き、確定申告など税の手続きから、順次マイナンバーの利用が始まります。
- 民間の事業所も、社会保険、源泉徴収事務など法律で定められた事務に限り、マイナンバーを取り扱いますので、従業員の方は勤務先でもマイナンバーの提示が求められます。

個人情報保護のため 様々な安全対策がとられます。

- 国の専門委員会がマイナンバーの適正な利用等を監視・監督します。
- 行政機関等が事前にマイナンバーを利用する事務を評価する制度が導入され、外部第三者による点検も実施されます。
（※鳥取市では外部委員による評価審査会を新設します。）
- 情報システムを利用する職員の制限や、行政機関等の間で連携する個人情報データの暗号化などが図られます。



民間の事業所でもマイナンバー対応が必要です。

- 各事業所では、源泉徴収などの税手続きや、健康保険、雇用保険などの事務で、関係書類にマイナンバーの記載が必要になります。
- このため、従業員やその家族のマイナンバーを収集して管理するなど、次の対応が必要になります。
 - ①従業員や家族のマイナンバーの適切な収集と管理。
 - ②給与システムなどの改修。
 - ③法律に基づく個人情報等の安全管理対策。
 - ④事務処理規程などの見直しや整備。

マイナンバー制度では次の二つのカードのいずれかを所持いただきます。

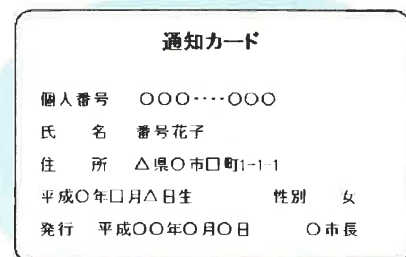
《個人番号カードのイメージ》



【個人番号カード】

希望者で申請いただいた方に交付されます。行政事務等の申請手続き時の番号提示と本人確認などに使用します。交付時に住基カード、通知カードは返納いただきます。

《通知カードのイメージ》



【通知カード】

マイナンバー通知の際に世帯ごとに送付されます。行政事務等の申請手続き時の番号提示に使用します。本人確認のため身分証明書類も同時に必要です。

マイナンバーは一生使うものです。大切に保管してください。

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

公式twitter

https://twitter.com/mynumber_pr

【新設】Uターン支援登録制度

～Uターン希望を応援します～

本市は、平成18年9月に「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を開設し、本格的にUターン相談体制を整え、専任相談員を配置、無料職業紹介、住宅取得・改修に対する助成など様々な支援策を設け、「本市HP」等での情報発信、東京・大阪で相談会等を開催し、本市の魅力をアピールしています。

その結果、窓口を開設して以来、移住者数が平成27年7月末現在で874世帯1,740人を突破したところです。

一方で、県外の方からは、「鳥取市の企業等の求人情報が分からない」「希望する業種や職種がない」などのお話をいただいています。また、市民のみなさまからは、「子ども、孫を鳥取市に帰らせたい」という切実な思いもお聞きしています。

そこで、「Uターン支援登録制度」に、ご登録いただき、「しごと」、「住まい」、「暮らし」等、最新で幅広くご本人またはご家族の方が必要とする、鳥取市の情報をご提供していく予定にしています。

つきましては、電話、または表面「登録申込書」に必要事項を記載の上、郵送、ファクシミリ、Eメールで「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」までお送りくださいますようお願いいたします。

6名の専任相談員がきめ細やかで継続した対応を行い、親身になっていろいろな相談をお受けしますので、お気軽にお申込みください。

「Uターン支援登録制度」フロー図

鳥取市

(定住促進・Uターン相談支援窓口)

登録申込

調査票

登録

情報提供

(就職・住居・暮らし等)

移住相談

相談対応

Uターン希望者
(ご家族など)

すざい!
鳥取市





ふるさと鳥取市に
帰って住もうで!!



Uターン支援登録制度申込書

1 申込者ご自身が情報提供を希望される場合

申込年月日 平成 年 月 日

ふりがな
お名前

〒
ご住所

電話番号 () -

メールアドレス

生年月日 T・S・H 年 月 日

その他自由記載

2 ご家族等が情報提供を希望される場合

ふりがな
お名前

〒
ご住所

電話番号 () -

メールアドレス

Uターンされる方のお名前・続柄 (続柄)

Uターンされる方のご住所 〒

その他自由記載

点線に沿って切り取り、はがきに貼って送ってください。



※ご提出いただいた申請書の個人情報は、本支援以外の目的では使用しません。
※お申し込み受付後、必要な情報について、後日、調査票を送らせていただきます。

お申し込み方法

① 電話でのお申し込みの場合

定住促進・Uターン相談支援窓口

(鳥取市企画推進部地域振興監地域振興課内)

☎ 0120-567-464 (フリーダイヤル)

受付時間 毎週月～金 8:30～17:15

(土、日、祝日は休業)

② 郵便はがきでのお申し込みの場合

左の申込書に必要事項をご記入の上、切り離し、しっかりとノリ付けしたはがきを下記へお送りください。

【宛先】

〒680-8571

鳥取市尚徳町116番地

定住促進・Uターン相談支援窓口

(鳥取市企画推進部地域振興監地域振興課内)

③ ファックスでのお申し込みの場合

☎ 0857-21-1594

左の申込書に必要事項をご記入の上、上記の番号にファックスしてください。24時間受け付けています。

④ Eメールでのお申し込みの場合

chiikishinko@city.tottori.lg.jp

平成27年度鳥取市中山間地域人材養成事業「とっとりふるさと元気塾」

<目的>

鳥取市では、過疎地域・中山間地域等が抱える様々な課題や悩みに対し、具体的で実践的な活動・団体を立ち上げ、自ら主体的に取り組むことのできるリーダーや実践者となる人材の養成を目的に、平成27年度とっとりふるさと元気塾を開校します。

<参加対象者>

地域や集落を元気にして輝かせたいと考えているグループや個人、まちづくり協議会、NPO等の団体のリーダー、今後地域のリーダーとして期待される方々など

<参加方式>

原則、平成28年3月までの1年課程方式(年間カリキュラムに沿った実践活動)ですが、臨時塾生として1日だけ参加することも可能です。また、参加料は無料です。(※昼食代等の実費は除く)

<スケジュール及び内容>

とっとりふるさと元気塾開校式			
日時:平成27年7月4日(土)14:00~15:00(受付13:30~) 場所:鳥取市福祉文化会館 4階 第2会議室 ・塾長あいさつ、塾生の活動紹介ほか			
テーマ別専門講座			
テーマ	テーマ「ア」:加工品・特産品の開発	テーマ「イ」:集落活性化・地域コミュニティの強化	テーマ「ウ」:地域間交流の促進
目標・方針	女性や地域連携など、自主的に推進できる人材を養成	集落や地域間連携を推進し地域の特色を活かす人材を養成	若者が参加するイベント開催などの交流企画を推進できる人材を養成
第1回	■導入研修(開校式後) 日時:7月4日(土)15:10~16:30 場所:福祉文化会館 会議室 ・事業説明、取組みワークシート作成	■導入研修(開校式後) 日時:7月4日(土)15:10~16:30 場所:福祉文化会館 会議室 ・事業説明、取組みワークシート作成	■導入研修(開校式後) 日時:7月4日(土)15:10~16:30 場所:福祉文化会館 会議室 ・事業説明、取組みワークシート作成
第2回	■売れる商品づくり講座 日時:7月27日(月)14:00~16:00 場所:河原町遠足文庫(旧八上保育園) ・アイデア力、商品企画力パッケージ、デザインの強化・実習	■歴史文化の再発見講座 日時:7月11日(土)10:00~12:15 場所:気高町殿公民館 ・地域に伝わるさくら姫の伝説を学び、集落の活性化につなげる	■海の活用・交流促進講座 日時:7月31日(金)15:00~16:30 場所:青谷町井手「カフェ・デルマー」 ・海の資源を癒しのスポットとして活用、マリンレジャーの計画推進
第3回	■魅力特産品開発講座 日時:8月11日(火)14:00~16:00 場所:気高町飯里公民館 ・健康と癒しに効くハーブの栽培と効能を活用した商品化を目指す	■歴史文化の再発見講座 日時:10月10日(土)13:30~16:00 場所:福部町海士集落 ・海の民の古代交流を題材に海士の歴史を学び、地域の活性化を図る	■地域連携・交流講座 日時:8月23日(日)13:00~17:00 場所:国府町雨滝「瀧の傘」 ・瀧の傘の情報発信のため、地域連携によるコンサートを開催
第4回	■販売拡大・販路開発講座 日時:10月中旬 場所:大阪市「グリーンマーケット」 ・塾生の農産物・加工品を大阪で自ら実践販売	■地域資源活用・県外研修 日時:11月中旬 研修場所:愛媛県西条市・伊予市・西条市の水を活かした取り組みなどから資源活用策を学ぶ	■アート・文化交流講座 日時:8月27日(木)~9月1日(火) 場所:青谷町・佐治町 ・首都圏の切り絵作家が、青谷と佐治に滞在しアート制作と文化交流
第5回	■魅力特産品開発講座 日時:11月初旬 場所:市中心市街地 ・女性が地域の枠を超えて連携することで、ユニークな新商品を開発	■移住定住・地域活性化講座 日時:12月初旬 場所:市内 ・カフェやギャラリーなどを題材に活性化策を探る	■アート・文化交流講座 日時:12月 場所:佐治町、市役所 ・因州和紙の大クリスマスツリーの開発とコンサートの開催
その他	■農商工連携の推進 ・福部アイデア館がらつきようをテーマに推進		
地域別出前養成講座			
地域	東部地域(国府町・福部町)	南部地域(河原町・用瀬町・佐治町)	西部地域(気高町・鹿野町・青谷)
第1回	■福部町浜湯山集落 日時:8月20日(木)19:00~21:00 会場:浜湯山公民館 ・浜湯山集落の観光資源を再発見し地域の活性化を図る	■河原町国英地区 日時:7月31日(金)19:00~20:30 場所:国英地区公民館 ・霊石山などの地域資源を活かし集落及び地域の活性化を図る	■気高町逢坂地区 日時:9月25日(金)14:00~16:30 場所:逢坂地区公民館 ・各集落・団体の連携により地区全体の活性化につなげる
第2回	■国府町大茅地区 日時:10月1日(木)19:00~21:00 会場:国府町おおかや交流館(旧大茅小) ・大茅地区の栃本廃寺等を活用した活性化を図る	■佐治町中集落 日時:10月中旬 場所:中公民館 ・板笠など地域資源を宝として過疎を逆手にとった活性化策を探る	■調整中 日時:調整中 場所:調整中 ・地域の資源を発見し、それを基に地域の活性化策を探る
全市域対象公開講座(成果報告発表会)、「とっとり元気フェスタ(元気マルシェや事例展示)」を同時開催			
日時:平成28年2月11日(木) 午後2時(予定)~ 場所:とりぎん文化会館 第1会議室、フリースペース ・塾生の実績と成果などを紹介。新しい塾生に対しリーダー認定証を授与			

<事業委託業者> 合同会社コミュニティデザイン工房(代表社員 藤原一輝)

携帯090-2004-9229

<申込先(随時受付)およびお問い合わせ先>

鳥取市地域振興監地域振興課(市役所本庁舎3階) 担当:小山、電話番号:0857-20-3185、ファクシミリ:0857-21-1594

鳥取市のグリーンツーリズムに関する取り組みについて

地域振興監地域振興課

「グリーンツーリズム」とは農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。日本では都市住民が農林漁業体験などの農山漁村の暮らしを学ぶことができ、農山漁村の活性化にもつながるといことで、各地でグリーンツーリズムの活動が行われています。

鳥取市では、まちの人々が農林漁家に滞在して、農山漁村ならではの体験（稲刈りや野菜の収穫、民泊での田舎暮らし等）を通じて自然に囲まれた生活を実感できる「農家民泊」の拡大や地域おこし協力隊員による自転車や山を活用した自然体験の観光商品化など、グリーンツーリズムを推進していきます。

＜関連事業及び団体＞

●中山間地域ふるさと体験活動

- ・鳥取市内の小学生にふるさと鳥取の自然や文化、人とふれあい、ふるさとの良さを実感し、鳥取の歴史や自然、そして山間地域に暮らす人々の生活への関心をもってもらうために実施している。
- ・佐治町で実施されており、民泊体験（田舎暮らし体験）や魚のつかみ取りなど様々なメニューを体験している。年々参加希望校は増えており、児童、保護者、学校の満足度も高く、教育効果も認められる。

（担当部署：教育委員会事務局学校教育課）



●鳥取市グリーンツーリズム連絡会

- ・鳥取市内でグリーンツーリズム等の活動に取り組んでいる団体及び市で構成している。
- ・年1回程度、研修会及び交流会を開催している。お互いの活動状況等の情報交換することにより、会員同士の連携を図っている。

（担当部署：地域振興監地域振興課）



●とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会

- ・鳥取県東部圏内でグリーンツーリズム等に関する活動に取り組んでいる団体と県及び1市4町で構成している。
- ・ホームページやSNSを活用した情報発信や専門的な研修の開催等を行っている。
- ・東部圏域の活動団体の連携を図っている

（担当部署：地域振興監地域振興課）

